

## 議案第51号

倉敷川畔伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について

倉敷市伝統的建造物群保存地区保存条例（昭和53年倉敷市条例第42号）第3条の規定に基づき、倉敷川畔伝統的建造物群保存地区保存計画（昭和54年倉敷市教育委員会告示第3号）の一部を次のように変更し、告示の日から施行する。

令和5年10月12日提出

倉敷市教育委員会

教育長 仁科 康

## 記

別表1中

H37	八幡宮祠	〃	〃	944の一部	を
H37				令和4年度除却により抹消	に改める。

倉敷川畔伝統的建造物群保存地区保存計画新旧対照表

新				旧			
別表 1				別表 1			
番号	種 別	員 数	所 在 地	番号	種 別	員 数	所 在 地
H32	主 屋	1 棟	倉敷市本町 942	H32	主 屋	1 棟	倉敷市本町 942
H33	〃	〃	〃 1204の内第3の部	H33	〃	〃	〃 1204の内第3の一部
H34	〃	〃	〃 1204の内第2	H34	〃	〃	〃 1204の内第2
H35			平成30年度除却により抹消	H35			平成30年度除却により抹消
H36	〃	〃	〃 1192	H36	〃	〃	〃 1192
H37			令和4年度除却により抹消	H37	八幡宮祠	〃	〃 944の一部



当該建物

倉敷川畔伝統的建造物群保存地区